

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」
令和元年度会議の審議概要

1 日 時 令和2年3月19日（木）10:00～11:50

2 場 所 和歌山県民文化会館 102会議室

3 内 容

(1) 審議事項1：事業の目標達成状況及び成果について

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』

『強い農業づくり交付金』

『産地パワーアップ事業』

(2) 審議事項2：令和2年度の事業実施計画について

(3) その他

4 出席者及び提出資料 別添のとおり

5 審議の概要

提出資料に基づき各事業担当者から委員に対し説明を行い、第三者の視点から疑問点や改善点について意見を求めた。

最終、委員から特に異議はなく了承いただいた。

主な意見及び質疑応答は以下のとおり。

(1) 審議事項1：事業の目標達成状況及び成果について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

○小山内委員

交流人口の増加の目標はクリアしたということだが、実際、金額ベースで販売額や売上など参考となるデータは把握しているか。交流人口が増えれば、売上なども増えていると思われるが。

☆果樹園芸課

参考に聞いているところでは、令和元年度（4月～12月）の売上が、京奈和自動車道かつらぎ西PA（上り線）施設では約1億3千万円、国道480号線沿い交流施設（道の駅くしがきの里）では約1億5千万となっている。平成30年度も年間売上が約1億6～9千万円で、令和元年度は12月までの実績なので多少下がっているが、年間でみれば、同程度の売上額で推移している。

○小山内委員

具体的に、来客がどう売上に結びついているのかがわかれば、より一層成果の検証になると思われる。

○橋本委員

客単価の変化まで出ているか。交流人口が増えて客単価がどうなっているかのデータはないのか。

☆果樹園芸課

当該事業においては、交流人口の増加を目標に実施しており、その指標に対する達成状況を把

握している。町としては、委託している指定管理者から月毎の報告を受け、売上や客単価の変動はつかんでいると思われるが、こちらではそこまで把握できていない。

今後、客単価などを踏まえながら、より活性化していくための方策を町と話しながら考えていきたい。

○橋本委員

特に、地域の活性化となると、地元産品の販売額、販売単価や販売動向と関連づけながらやっつけていかないといけない。他地域からの産品により販売額を増やしても地域の活性化にはならないので、詳細なデータをしっかりつかんでやっていただきたい。

○山下委員

まずひとつは、交流人口は増加しているが、地元の農家の反応が顕著にあらわれているかどうかもできれば把握していただきたい。

次に、春から秋にかけてイベント回数を増やしたという説明があったが、どういう発信をしたから交流人口の増加につながったというところまで分析していただかないと、たまたま来たので立ち寄ったということでは心許ない。例えば、大阪南部へイベントのPRをどのように行い、それを目指して、どの程度お客様がきているなど、中味の分析をお願いしたい。

強い農業づくり交付金

○山下委員

資料のP15の、輸出関係の目標達成に係る説明において、カナダへの輸出について品質と価格面での折り合いがつかなかったという話があったが、その詳細について説明いただきたい。

☆果樹園芸課

本来、輸出といえば、高品質なものを高価格帯で売るという戦略と考えるが、カナダへの輸出においては、高単価でなくお手頃な価格帯のものを売ってほしいというのがカナダの要望であったため、日本園芸農業協同組合連合会（以降「日園連」という。）ではこれまで全国のいろいろな産地から産品を取り寄せて輸出を行っていた。しかしながら、現在、カナダがイメージしている価格帯のものを用意することができない状況となっており、全体的に仕切り直しとなっている。ありだ農協やながみね農協では、あらたに、日園連を通してではなく独自のルートでの輸出版売に取り組んでおり、特に、ありだ農協では試験的輸出が進んでいる。

○山下委員

日園連を外すことによって、和歌山の産品を買っていただけるという需要がカナダではあるということか。

☆果樹園芸課

実際に、今のところ試験的にではあるが、カナダに受けていただいております、みかんなど産品がほしいという要望はあると考えている。日園連は日本全体をとりまとめて輸出に取り組んでいるところであり、和歌山ではそこを絞って、JA自ら頑張って販路を開拓している。

○山下委員

それで、再開できるだろうということか。

☆果樹園芸課

そのとおり。

○岸上委員

目標未達の地区全般に関して、マーケティングや販売戦略という部分が起因していると考えられる。これまでは天候不順などの影響で未達という地区が結構みられたが、今回、生産はあるのに買取単価が落ちたことや輸出に関して、産地側や生産者側ではなく、輸出先が取引を好まなかったことなどが原因としてあげられており、県だけで努力されても達成できない、JA等と連携してやっていかないといけない、さらに言えば、県として販売戦略を練っていかないといけないということがポイントになってくると感じた。次年度以降の達成に向けて、販売戦略の再構築・JAを含めた他の機関の連携強化が必須と考える。

○中原委員

消費者の立場から、地産地消等のPR活動として、NHKのニュースで一言二言発信する、県民の友の表紙に載るなどで（事業の取組が）身近に感じることもある。道の駅にいけば、その土地ごとの旬の物が手に入ることが魅力的に思うし、その地方ごとの特産品が県内でも手に入りやすいこともあるから、他県の方への進物にするなどにしても、農協や直売所などその流通を考えてくれたりすれば、活用も広がる。一消費者が利用できるシステムができればいいと考える。

産地パワーアップ事業

○山下委員

一番最後のドライフルーツ加工施設について、生果販売が好調であったので、ドライフルーツの加工販売としては未達という説明であったが、それでは生果の価格が良ければずっと未達となるのではないかと。そういうことを想定した上での計画であったはずではないのか。

また、他の作物についてもドライフルーツ加工の要望があるという説明があったが、具体的にはどういう作物なのか。

☆果樹園芸課

成果目標は生果販売を含めた販売額の向上であり、今回の販売額向上は生果の単価がよかったことが要因となっている。しかしながら、ドライフルーツの材料は農協として計画通りに確保できているが、実際の販売先確保に苦慮しているため、加工自体が進んでおらず、ドライフルーツの加工に係る（施設の）利用率の達成ができていない状況となっている。

ドライフルーツの加工については、現在、梅と中晩柑が対象となっているが、同じ柑橘で温州みかんについても需要があると聞いている。それら他品目の加工も視野に入れながら進めていきたい。

○山下委員

ドライフルーツの材料の数量確保分が、値段がいいから生果販売へまわったということではないのか。

☆果樹園芸課

そういうわけではない。

○橋本委員

農事組合法人きのくに農業村については、（2年前）現地調査に行った際、病気等で苦戦されているという話であったが、さきほどの説明では少しずつ軌道にのりつつあるということであり、これから目標達成に向けて、販売面での努力が重要なカギであり、また、ねぎの生産をどう安定させ、それを販売に結びつけていくかが課題である。改善方向に進んでいるのか？

☆果樹園芸課

ねぎについては、植えつけ密度を下げ、通気性を良くするなど、栽培上の改善点を踏まえ導入を進めていく。また、これまで生産、出荷できていなかったことから、新たに営業活動・販路開拓が必要である。まずは直売所やスーパーなどほうれんそうで実績のある取引先へのセット販売などを考えている。

○橋本委員

直売所への販売量と生産量がうまくマッチすればいいが、アンバランスが生じる可能性がある。そうになると、当然、大量の販売可能な実需者との契約取引が必要となるのであろうが、その見極めを相当やらないと難しい。

☆果樹園芸課

県としては、大阪商談会など機会をどんどん提案して、一日も早く安定的な取引ができるところをみつけてもらえるように支援している。

○岸上委員

販売戦略やマーケティングが非常に重要になっている。かつては、市場出荷だけであったのが、直売所など販売先が増え、また、契約の種類も多様化してきている。ほうれんそうのように生産量が安定して契約ができる形になればいいが、契約のリスクとして約束を破ると生産者側にかなりのペナルティがくることになる。ペナルティがこないような契約取引も取引先によってはあると思うので、そういう取引先をみつけていくことも必要ではと感じる。

または、絶対的に確保できる量の契約から入っていくとか、信頼されているほうれんそうの取引にくっつけて、ねぎの量には関係ない契約からスタートさせて徐々に安定した販路を見つけていくなどの戦略がいいのではと感じる。

- (2) 審議事項2：令和2年度の事業実施計画について
特に意見等無し

- (3) その他
今回、その他審議事項については特に無し

終了 11:50

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」 令和元年度会議状況

審議状況



令和元年度「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」

日時：令和2年3月19日（木）10時00分～

場所：和歌山県民文化会館 102会議室

会 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 報告事項

(1) 国の農業施設整備関連予算の概要

4 審議事項

(1) 事業の目標達成状況及び成果について

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』

『強い農業づくり交付金』

『産地パワーアップ事業』

(2) 令和2年度の事業実施計画について

(3) その他

5 閉 会

「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」出席者名簿

日時：令和2年3月19日(木)10:00～

	所 属	役 職	氏 名
1	委 員	和歌山大学名誉教授	橋本 卓爾
2	委 員	和歌山大学教授	岸上 光克
3	委 員	時事通信社和歌山支局長	小山内 康之
4	委 員	県くらしの研究会会長	中原 雅子
5	委 員	紀の川市 農業委員	山下 輝修

	所 属	役 職	氏 名
6	果樹園芸課	課長	立石 修
7	果樹園芸課	主任	岡室 秀作
8	果樹園芸課	主査	小谷 泰之
9	果樹園芸課	副主査	川口 明日香
10	食品流通課	主査	米田 義弘
11	果樹園芸課(事務局)	産地振興班長	森 敏紀
12	果樹園芸課(事務局)	主任	石川 義光
13	果樹園芸課(事務局)	主査	妹背 宗季
14	果樹園芸課(事務局)	副主査	本多 剛宜

国の農業施設整備関連予算の概要

農業施設整備関連予算の概要

R2.3

NO	事業名	概要	補助率等	補助形態	平成30年度 当初予算 (億円)	平成31年度 概算決定額 (億円)	令和2年度 概算決定額 (億円)
①	農山漁村振興交付金のうち 農山漁村活性化整備対策 (旧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	地域活性化や定住促進を図るため、都市と農山漁村の交流施設等の整備を支援します。 ※上限事業費:8億円	1/2以内	県計画・共同計画・市町村単独計画全て対象 間接補助事業 (国→県→市町村→事業実施主体)	23 (101億円の 内数)	98億円の 内数	98億円の 内数
②	強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち 産地基幹施設等支援タイプ (旧強い農業づくり交付金)	集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウス、畜舎、農産物処理加工施設などの共同利用施設の整備を支援します。	1/2以内		202	230億円の 内数	230億円の 内数
③	産地生産基盤パワーアップ事業のうち 収益性向上対策 (旧産地パワーアップ事業)	集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウスなどの中規模施設の整備を支援	1/2以内	間接補助事業 (国・基金管理団体→県→市町村→事業実施主体)	447 (29補正)	400 生産支援事業 230 整備事業 170 (30補正)	347.5億円の 内数 (R1補正)

国庫交付金を活用した各事業の目標
達成状況及び成果について
(R 1 年度を目標年度とする事業分)

◆事業評価対象地区一覧

※目標年度欄、報告年度欄が2段書きの地区は、R1年度より前に目標年度を迎えたが目標未達であったため評価継続中の地区。上段の()は当初の目標年度、報告年度。

1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 評価対象事業

実施年度	地区名	事業実施主体	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業内容	目標年度	報告年度	担当課
H24~H28	かつらぎ町地区	かつらぎ町	541,283	270,641	地域連携販売力強化施設	(H28) R1	(H29) R2	果樹園芸課

2 強い農業づくり交付金事業 評価対象事業

実施年度	地区名	事業実施主体	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業内容	目標年度	報告年度	担当課
H25	紀の川市	和歌山県農業協同組合連合会	1,460,024	675,937	かんきつ果汁搾汁施設 (荷受・搾汁・殺菌・濃縮設備 250t/日)	(H27) R1	(H28) R2	果樹園芸課
H27	JAありだ中部	ありだ農業協同組合	1,692,252	716,116	かんきつ選果施設 非破壊糖酸センサー 30条 集出荷施設(2,604.76m ²)	(H29) R1	(H30) R2	果樹園芸課
H28	海南市下津	ながみね農業協同組合	1,204,200	557,500	かんきつ選果施設 非破壊糖酸センサー 16条 貯蔵庫新設・改修(6室 312t)、建屋増設	(H30) R1	(H31) R2	果樹園芸課
H27	矢田	日高川施設園芸組合	91,692	42,450	低コスト耐候性ハウス4棟4,528m ²	R1	R2	果樹園芸課
H29	JAありだ金屋	ありだ農業協同組合	267,840	124,000	かんきつ選果施設(65t/日) 非破壊糖酸センサー 6条 外観センサー・糖酸センサーその他設備1式	R1	R2	果樹園芸課

3 産地パワーアップ事業 評価対象事業

実施年度	地区名	取組主体	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業内容	目標年度	報告年度	担当課
H28	橋本市	きのくに農業村	174,485	80,780	生産技術高度化施設 複合環境制御(温度、降雨)による高度 環境制御栽培施設 0.386ha)	(H30) R1	(H31) R2	果樹園芸課
H28	かつらぎ町妙寺地区	かつらぎ町	391,616	165,039	農産物処理加工施設 あんほ柿加工施設一式 年間処理量 775,000kg	(H30) R1	(H31) R2	果樹園芸課
H29	伊都	紀北川上農業協同組合	26,666	12,345	乾燥調整施設 遠赤外線乾燥機6基(処理量約3,000kg) 揺動絞搾機1基(作業能率43機/h) 色彩選別機1基(処理能力玄米2.6t/h)	R1	R2	果樹園芸課
H29	上富田町 田辺市 白浜町 すさみ町 串本町	紀南農業協同組合	336,420	155,750	農産物処理加工施設 鉄骨造平屋建805.5m ² ドライフルーツ加工機器1式(処理量298t/年)	R1	R2	果樹園芸課

(参考様式6)

事業活用活性化計画目標等評価報告書

作成日：2020年3月13日

ふりがな	かつらぎちょう
活性化計画名	かつらぎ町地区活性化計画
ふりがな	わかやまけん かつらぎちょう
計画主体名	和歌山県、 かつらぎ町
計画主体コード	300004 303411
計画期間	平成24年度～平成28年度 平成29年度～令和元年度（改善計画）
事業実施期間	平成24年度～平成27年度
活性化計画区域	かつらぎ町全域

1 事業活用活性化計画目標の評価等

(1) 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率(%) $C=B/A$	備考
交流人口の増加 【R元年度の状況】	404,880人	474,578人	117.21%	
【改善期間3年間累計の増加率】	30.94%	91.99%	297.31%	

(コメント)

国道480号沿地域振興交流施設において、地元の特産物である柿のPRとしてハロウィン塗り絵など子供向けのイベントを増やすとともに、体験コーナーでの加工体験について平成30年度では春と秋だけであったのを春から秋まで通して行えるようにメニュー・回数を増やすなど集客に取り組んだ。また、京奈和自動車道PA内施設においても、昨年同様に農産物やかきもち・だんごなど地域産品のイベント販売を実施した。これらの取組等により、京奈和自動車道PA内施設、国道480号沿地域振興交流施設の各施設では交流人口が年間15万人以上となり、改善計画の目標を上回る実績となった。

(2) 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業メニュー名	地域連携販売力強化施設	
事業内容及び事業量	京奈和自動車道PA内施設 国道480号沿地域振興交流施設	建屋(鉄骨造)1棟 416m ² 附帯構造物 348m ² 建屋(木造)3棟 834m ² 駐車場等 5,087m ²
事業実施主体	かつらぎ町	
管理主体	かつらぎ町	
事業着手年度	事業竣工年度	供用開始日
平成24年	平成28年	京奈和PA側 平成27年5月2日 国道480号側 平成29年4月1日
事業の効果	<p>都市農村交流の拠点施設、町の特産品や観光情報の発信拠点として、物産販売・飲食等施設を整備し、柿やみかんなど町の農産物や加工品の販売や柿の葉寿司などの地域食材を活用した料理の提供、町の観光農園や農泊情報等の提供等を行うことで、町外からの集客による地域農産物の販売額の増加、新たな雇用の創出、地域の語り部との連携など地域の活性化に効果をあげている。</p> <p>また、国道480号沿地域振興交流施設における各種加工体験の開催を通じて、都市住民との地域間交流の場としても機能している。</p>	

(3) 総合評価及び今後の方針

(コメント)

都市農村交流の拠点施設、町の特産品や観光情報の発信拠点として物産販売・飲食等施設が整備されたことにより、活性化区域外からの集客が増加し、道の駅での販売も堅調である。そのことから施設整備の効果として交流人口の増加のみならず、地域の農産物の販売促進にもつながったと考える。

一方で、交流人口の増加に係る計画目標は達成したものの、整備した施設の年間入込客数は減少してきており、町の活性化に向けて今後も施設の活用を推進していくことが重要である。具体的には、京奈和自動車道かつらぎ西PA上り線の売り場面積の拡張や自力で出荷できない高齢農家や小規模な農家に対する町内農産物の集出荷請負業務に取り組むなど農産物の販売を促進するとともに、観光PRや各施設でのイベント等を通じて更なる交流人口の増加に努めていきたい。

2 活性化計画の目標の評価等

(1) 活性化計画の目標の達成状況

活性化計画の 目標及び達成度	目標	町内への観光客入込数を年間 1,251 千人確保する。		
	目標値 A	実績値 B	達成率(%) $C = B / A$	
	1,250,762 人	1,461,483 人	116.84%	

(2) 今後の方針

(コメント)

活性化計画の目標である町内全域での年間入込客数についても、目標値以上の実績を確保しており、道の駅を訪れた利用者が町内の他の観光施設に行く、観光施設に行った人が道の駅に立ち寄ってくれるなど、当該交流拠点施設の整備により相乗効果が現れている。今後は、大学との連携事業による調査結果も踏まえ、各施設の特色に応じた誘客方針を検討し、地元農家との連携による品揃えの多様化や観光農園をはじめとする町内の観光拠点の情報発信を併せて行うなど、当該施設の魅力向上に努め、更なる交流人口の増加及び地域農業の活性化を図っていきたい。

事業活用活性化計画目標 達成状況算出根拠 (評価報告書の「1事業活用活性化計画目標の評価等」の根拠資料)

・事業活用活性化計画目標：交流人口の増加（増加率）

数値目標：計画期間前直近4年間の交流人口の累計に対する計画期間4年における交流人口の累計の増加割合

実績：既存交流施設(直売所)と今回事業で整備した両施設でのレジ通過者数にて確認

目標値 (単位:人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
交流人口の増加	0	228,680	231,765	231,818	235,366	0	231,907	231,907	317,167	433,659	404,880	404,880	404,880		
	事業実施前(現状)				927,629	計画期間(目標)				1,214,640	改善期間(目標)				1,214,640

実績値 (単位:人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
交流人口の増加	0	228,680	231,765	231,818	235,366	0	235,985	205,022	356,362	313,669	679,430	627,006	474,578		
	事業実施前(現状)				927,629	計画期間(実績)				1,111,038	改善期間(実績)				1,781,014

(R1はR1.12月末時点の人数)

【事後評価】(H28年度終了時)

① = 目標値A = (目標/現状) × 100 - 100(%) = 30.94%

② = 実績値B = (実績/現状) × 100 - 100(%) = 19.77%

達成率 = ② ÷ ①
63.89% 未達成



【改善計画の事後評価】(全体)

①' = 目標値A = (目標/現状) × 100 - 100(%) = 30.94%

【目標 H29~R1 3年間】

②' = 実績値B = (実績/現状) × 100 - 100(%) = 91.99%

【実績 H29~R1 3年間】(R1.12月末時点)

達成率 = ②' ÷ ①'
297.31% 達成

【改善計画の事後評価】3年目目標達成状況

①'' = 目標値A = 404,880人

②'' = 実績値B = 474,578人
(R1.12月末時点)

達成率 = ②'' ÷ ①''
117.21% 達成 (3年目)

活性化計画数値目標 達成状況算出根拠 (評価報告書の「2活性化計画の目標の評価等」の根拠資料)

和歌山県 かつらぎ町
かつらぎ町地区活性化計画

数値目標 : 農山漁村活性化プロジェクト交付金により整備する交流拠点施設の利用者増加及び既存観光施設との連携により、計画時点での年間平均入込客数1,045千人に対し、施設完成後206千人/年増加させ、年間1,251千人の入込客数を確保することを目標とする。

実績 : 和歌山県観光客動態調査(暦年)に基づく市町村別観光客入込数により確認

(単位:人)

計画値	計画値											
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年 (目標年)	平成29年	平成30年	令和元年
観光客入込数	1,125,014	1,040,192	1,046,520	968,713	1,045,110	1,045,110	1,045,110	1,105,947	1,250,762	1,250,762	1,250,762	1,250,762
うち宿泊客	41,723	31,929	27,575	26,556	31,946	31,946	31,946	31,946	31,946	31,946	31,946	31,946
うち日帰客	1,083,291	1,008,263	1,018,945	942,157	1,013,164	1,013,164	1,013,164	1,074,001	1,218,816	1,218,816	1,218,816	1,218,816
実施前状況 (4年平均入込客数)				1,045,110								

(単位:人)

実績値	実績値											
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年 (目標年)	平成29年	平成30年	令和元年
観光客入込数	1,125,014	1,040,192	1,046,520	968,713	865,933	792,904	823,180	878,633	1,157,522	1,343,907	1,455,207	1,461,483
うち宿泊客	41,723	31,929	27,575	26,556	28,193	29,748	35,157	34,931	41,682	43,159	38,292	39,051
うち日帰客	1,083,291	1,008,263	1,018,945	942,157	837,740	763,156	788,023	843,702	1,115,840	1,300,748	1,416,915	1,422,432
実施前状況 (4年平均入込客数)				1,045,110								

実績値-計画値					-179,177	-252,206	-221,930	-227,314	-93,240	93,145	204,445	210,721
---------	--	--	--	--	----------	----------	----------	----------	---------	--------	---------	---------

(参考)

平成24年度～平成28年度の計画期間終了後の事後評価において、目標未達成(達成率70%未満)であったため、目標達成に向けてH29年度に策定した改善計画【再評価期間：H29～H31(R1)の3年間】

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

かつらぎ町地区活性化計画 改善計画書

平成 29 年 7 月 3 日作成

都道府県名	計画主体名	地区名	計画期間	実施期間
和歌山県	かつらぎ町	かつらぎ町地区	平成24年度～ 平成28年度	平成24年度～ 平成27年度
事業メニュー名	事業内容及び事業量		事業実施主体	
地域連携販売力強化 施設	京奈和自動車道PA内施設 建屋 鉄骨造 1棟 416㎡ 附帯構造物 348㎡		かつらぎ町	
	国道480号沿地域振興交流施設 建屋 木造 3棟 834㎡ 駐車場等 5,087㎡			

1 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値A	実績値B	達成率(%)	備考
			B/A	
交流人口の増加	30.94%	19.77%	63.89%	地域連携販売力 強化施設

(記入例) 交流人口の増加の場合

目標値A = (目標値/現状値) × 100 - 100、実績値B = (実績値/現状値) × 100 - 100

2 目標が達成されなかった要因

活性化計画における期間設定に、当初平成27年度末に国道480号鍋谷峠トンネルが開通予定であったが、平成29年4月1日に延期になったため、見込の数の来客数がなかった。

3 目標達成に向けた方策

目標達成予定年度	3.1 年度
事業の推進体制	京奈和自動車道内施設をはじめ、国道480号沿地域振興交流施設においては、平成29年度は本格的な稼働となり、物産販売施設およびレストラン等の利用により交流人口の増加に努めていく。
具体的取組方策	物産販売施設での地場農産物の販売やイベント等の実施及びPR活動により積極的に都市住民との交流に取り組んでいく。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

整備事業

I 産地競争力の強化を目的とする取組用

(和歌山県 平成25年度)

市町村名	事業実施主体名 メニュー① (対象作物・畜種等名)①	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①										メニュー② (対象作物・畜種等名)②	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②										事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考			
			計画時(平成22~23年平均)	1年後(平成25年)	2年後(平成26年)	3年後(平成27年)	4年後(平成28年)	5年後(平成29年)	6年後(平成30年)	7年後(令和元年)	目標値(平成27年)	達成率			計画時(平成22~23年平均)	1年後(平成25年)	2年後(平成26年)	3年後(平成27年)	4年後(平成28年)	5年後(平成29年)	6年後(平成30年)	7年後(令和元年)	目標値(平成27年)	達成率			交付金	都道府県費	市町村費	その他							
																																			達成率	達成率	
県	和歌山農業協同組合連合会 果樹(みかん)	全出荷量に占めるブランド果汁(熟選工房)の割合向上	29.1%	0%	35.0%	33.9%	38.8%	39.6%	44.1%	43.2%	32.5%	441.1%		熟選工房用の原料となる高品質なストレート果汁の生産量を確保した。	果樹(みかん)	出荷量に占める加工仕向割合向上	12.7%	0%	10.7%	12.9%	9.4%	10.5%	8.4%	18.5%	15.7%	193.3%		荷受設備、選別洗浄設備、選果搬送設備、搾汁設備、濃縮施設等 250トン/日搾汁	1,460,023,920	675,937,000	0	0	784,086,920	H.26. 10.15			出荷量に占める加工仕向割合の向上が目標未達成となっていたが、令和元年度はJOINジュース向けみかんの確保に努め、加工仕向量の増加を図った結果、目標が達成できる見込み。 JOINジュース向けみかんの加工仕向量の増加を図った結果、令和元年度に目標が達成できる見込み。

(注) 1 別紙様式1号の2のIに準じて作成すること。
 2 要綱第3の4の(2)のアのただし書きの場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
 3 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 4 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
 5 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
 6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

整備事業

I 産地競争力の強化を目的とする取組用

市町村名	事業実施主体名	メニュー① (対象作物・畜種等名)	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①							成果目標の具体的な実績①	メニュー② (対象作物・畜種等名)②	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②							成果目標の具体的な実績②	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考													
				計画時 (平成26年)	1年後 (平成27年)	2年後 (平成28年)	3年後 (平成29年)	4年後 (平成30年)	5年後 (令和1年)	目標値 (令和1年)				達成率 (%)	計画時 (平成26年)	1年後 (平成27年)	2年後 (平成28年)	3年後 (平成29年)	4年後 (平成30年)	5年後 (令和1年)				目標値 (令和1年)	達成率 (%)	交付金	都道府県費					市町村費	その他											
				日高川町	日高川施設園芸組合	ミニトマト	ミニトマトの販売額増加	26,139,345円	-	46,031,505円				43,032,938円	43,407,365円	48,486,027円	63,936,581円	59.1	今期の作付においては、秋の高温と12～1月の長期の曇天の影響で収量が減少し、目標を達成することが出来なかった。	ミニトマト				ミニトマトの販売額のうち導入する新技術【生長点近傍局所加温技術】の占める割合	新技術の割合0%	総販売額26,139,345円	うち新技術販売額0円					新技術の割合53.6%	総販売額46,031,505円	うち新技術販売額24,687,429円	新技術の割合67.7%	総販売額43,032,938円	うち新技術販売額29,129,269円	新技術の割合71.9%	総販売額43,407,365円	うち新技術販売額31,216,781円	新技術の割合63.0%	総販売額48,486,027円	うち新技術販売額30,546,197円	新技術の割合63.1%

整備事業

I 産地競争力の強化を目的とする取組用

(和歌山県 平成29年度)

市町村名	事業実施主体名	メ ニ ュー ① (対象 作物・ 畜種等 名) ①	成果目 標の具 体的な 内容①	事業実施後の状況①					成果目標の 具体的な実 績①	メ ニ ュー ② (対象 作物・ 畜種等 名) ②	成果目 標の具 体的な 内容②	事業実施後の状況②					事業内容 (工種、 施設区 分、構 造、規 格、能 力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)				完了年月日	事業実施主体の評 価	都道府県 の評価	備考
				計画時 (平成 27年)	1年後 (平成 30年)	2年後 (令和 元年)	目標値 (令和 元年)	達成率				計画時 (平成 21・27 年)	1年後 (平成 30年)	2年後 (令和 元年)	目標値 (令和 元年)	達成率			交付金	都道府 県費	市町村 費	その他				
有田川町	ありだ農業協同組合	果樹(柑橘)	農産物の輸出に向けた体制整備(類別232)	輸出向け出荷量 2.9t 参考: 総出荷量 3,175t	輸出向け出荷量 32.4t 参考: 総出荷量 3,481t	輸出向け出荷量 36.5t 参考: 総出荷量 2,530t	輸出向け出荷量 100t 参考: 総出荷量(計画) 3,300t	34.6%	果樹(柑橘)	単位面積あたり労働時間を33%以上縮減	ありだ農業協同組合 総合選果場柑橘部会 187h/10a 258,621h/138.3ha	ありだ農業協同組合 総合選果場柑橘部会 125h/10a 156,375h/125.1ha	ありだ農業協同組合 総合選果場柑橘部会 125h/10a 156,375h/125.1ha	単位面積当たりの労働時間 125h/10a 172,875h/138.3ha	100%	腐敗センサー等の導入で、摘果作業、家庭選別の作業時間が軽減され、その他全体的な労働時間の削減により目標を達成することができた。	柑橘選果施設 65t/日	267,840,000	124,000,000	0	0	143,840,000	H29.10.11	輸出について、計画時よりも増加傾向にあるが目標達成には至らず、今後商談会への積極的な参加に加え、ホームページやSNS等を通じたPR活動等により、輸出量の拡大を図る。また、単位面積あたりの労働時間の削減については目標達成となった。		
																	267,840,000	124,000,000	0	0	143,840,000					

都道府県平均達成率	〇%	総合所見
-----------	----	------	-------

- (注) 1 別紙様式1号の2のIに準じて作成すること。
 2 要綱第3の4の(2)のアのただし書きの場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
 3 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 4 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
 5 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
 6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

産地パワーアップ事業
産地パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書

地域協議会名 橋本市農業再生協議会

整理番号 1

1 産地パワーアップ計画

(1) 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

和歌山県橋本市

(2) 産地の収益性の向上のための取組内容

【作物名】野菜（ほうれんそう・ねぎ）
【成果目標】販売額の10%以上の増加
【取組内容】生産技術高度化施設の整備により出荷量の増加に取り組み、販売額の増加を図る。

(3) 地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

生産技術高度化施設と水耕栽培設備の整備により高品質・安定生産による産地の拡大が図られるとともに、周年・計画生産による経営の安定化と農業後継者の確保、雇用に創出等、地域全体の活性化が期待できる。
本計画の効果的な実現に向け、地域の関係者（県伊都振興局、JA紀北かわかみ、橋本市）が一体となって事業計画の審査と事業実施後の指導に努める。

(4) 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

No	中心的な経営体又は団体の名称	住所	代表者名	取組内容	備考															
1	農事組合法人 きのくに農業村	橋本市隅田町上兵庫233番地	代表理事 山本恵哉	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>【取組前】</td> <td>【取組後】</td> <td>【取組内容】</td> </tr> <tr> <td>面積/品目</td> <td>ほうれんそう 0ha</td> <td>⇒ 0.193ha</td> <td rowspan="2">生産技術高度化施設の整備 (0.386ha)</td> </tr> <tr> <td>面積/品目</td> <td>ねぎ 0ha</td> <td>⇒ 0.193ha</td> </tr> <tr> <td>農業者数</td> <td>5名</td> <td>⇒ 5名</td> <td></td> </tr> </table>		【取組前】	【取組後】	【取組内容】	面積/品目	ほうれんそう 0ha	⇒ 0.193ha	生産技術高度化施設の整備 (0.386ha)	面積/品目	ねぎ 0ha	⇒ 0.193ha	農業者数	5名	⇒ 5名		
	【取組前】	【取組後】	【取組内容】																	
面積/品目	ほうれんそう 0ha	⇒ 0.193ha	生産技術高度化施設の整備 (0.386ha)																	
面積/品目	ねぎ 0ha	⇒ 0.193ha																		
農業者数	5名	⇒ 5名																		
計																				

イ 販売額又は所得額の10%以上の増加

地区名	対象作物	取組内容	成果目標	現状				目標				実績				地域(県又は国を含む)の価格(販売単価)		補正係数	価格補正後の実績	事後評価の検証方法(※定量的な検証ができること。)	達成率(%)	地域協議会等の評価	備考	
				年度	面積 単位	生産量又は 出荷量 単位	価格(販売単価) 単位	生産コスト 単位	年度	面積 単位	生産量又は 出荷量 単位	価格(販売単価) 単位	生産コスト 単位	年度	面積 単位	生産量又は 出荷量 単位	価格(販売単価) 単位							生産コスト 単位
橋本市	ほうれんそう ねぎ	生産技術高度化施設の整備	販売額10%以上の増加	平成27年度	ほうれんそう 4 ha	ほうれんそう 74,640 kg	ほうれんそう 590 円/kg	平成30年度	235 万円/10a	ねぎ 2.13 ha	ねぎ 86,430 kg	ねぎ 373 円/kg	令和1年度	206 万円/10a	ねぎ 2 ha	ねぎ 81,880 kg	ねぎ 191 円/kg	【産地】 ほうれんそう 590 円/kg	【産地】 ほうれんそう 469 円/kg	【産地】 ほうれんそう 1,258 円/kg	【産地】 ほうれんそう 44,037,600円	73.1	ホウレンソウについては、安定的に栽培できているため、計画どおりネギ栽培をスタートするよう指導していく。今後は、ブランド力の向上と併せ、より高単価で販売できる出荷先の確保が重要。地域協議会としても商談などマッチングの機会を創出するなど販路開拓支援に努めていく。	
										【事業】 ほうれんそう 0.193 ha	【事業】 ほうれんそう 53,350 kg	【事業】 ほうれんそう 738 円/kg			【事業】 ほうれんそう 0.386 ha	【事業】 ほうれんそう 84,494 kg	【事業】 ほうれんそう 672 円/kg	【事業】 ほうれんそう — 円/kg	【事業】 ほうれんそう — 円/kg	【事業】 ほうれんそう 56,805,916円				
										ねぎ 0.193 ha	ねぎ 37,519 kg	ねぎ 1,011 円/kg			ねぎ 0 ha	ねぎ 0 kg	ねぎ 0 円/kg	【産地】 ねぎ 30,541,240円	【産地】 ねぎ 1,166 円/kg	【産地】 ねぎ 1,00 円/kg	【産地】 ねぎ 0円			

2 事業計画 (実績)

(1) 総括表

	事業種別	総事業費 (円)				年度別内訳					30 (西暦2018) 年度								
		国費	都道府県費	市町村費	その他	28 (西暦2016) 年度					29 (西暦2017) 年度								
						総事業費 (円)					総事業費 (円)								
基金事業	整備事業	174,484,800	80,780,000	0	0	93,704,800	174,484,800	80,780,000	0	0	93,704,800								
	生産支援事業																		
	計	174,484,800	80,780,000	0	0	93,704,800	174,484,800	80,780,000	0	0	93,704,800								
整備事業																			
合計		174,484,800	80,780,000	0	0	93,704,800	174,484,800	80,780,000	0	0	93,704,800	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

(2) 内訳

別添のとおり。

(別添1)

ア 基金事業

内訳

a 整備事業

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	備考
										現状値 (27年度)	目標値 (30年度)	実績 (R1年度)	国費							
	槻本市	農事組合法人きのくに農業村	ほうれんそう ねぎ	0.386	5	H28	H30	販売額の10%以上の増加	生産技術高度化施設 (複合環境制御 (温度、降雨) による高度環境制御栽培施設 0.386ha)	174,484,800	80,780,000	0	0	93,704,800	H28.4.28	出荷データにより検証	1.02	73.5		今後、目標達成に向け、販路開拓の支援を行うほか、協議会として適切な助言を行っていききたい。
附帯事務費 (都道府県、市町村)																				
計										174,484,800	80,780,000	0	0	93,704,800						
合計										174,484,800	80,780,000	0	0	93,704,800						

産地パワーアップ事業
産地パワーアップ計画書
(産地パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書)

地域協議会名 かつらぎ町農業再生協議会

整理番号

1 産地パワーアップ計画

(1) 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

和歌山県かつらぎ町妙寺地区(果樹栽培面積100ha)
本計画の目的は、果樹(渋柿)の加工仕向け果実を対象に、あんぽ柿加工施設を新たに導入することにより、実需者(市場ほか)が求める加工品(あんぽ柿)を安定的に出荷する体制を構築し、販売額を増加させ、経営の安定化を図ること。
本計画を実施する範囲は、かつらぎ町妙寺地区内の柿栽培農家の217名の柿ほ場100haである。

(2) 産地の収益性の向上のための取組内容

【作物名】果樹(渋柿)
【成果目標】販売額の10%以上の増加
【取組内容】県実施方針「多様な販路の確保や流通形態に対応するための施設整備等の取組を推進」に沿って、加工品の製造及び販売額を増加

(3) 取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

加工施設の整備について、現在出荷できていない下級品を加工する施設を新たに整備することにより、実需者が求める加工品(あんぽ柿)を安定的に出荷する体制を構築することで、産地としての販売額を10%以上増加させる。
また、全量出荷が可能となることにより、安定生産及び安定した価格が見込まれ、農業者の生産意欲や所得の向上につながる。
本計画の効果的な実現に向け、県実施方針に従い、地域の関係者(伊都振興局、かつらぎ町、JA紀北かわかみ、柿生産農家等)が一体となって事業推進及び計画審査に努める。

(4) 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

No.	中心的な経営体又は団体の名称	住所	代表者名	取組内容	備考
	かつらぎ町	かつらぎ町丁ノ町2160	井本 泰造	【取組前】 面積/品目 100ha(渋柿) ⇒ 農業者数 217名 【取組後】 100ha(渋柿) 217名 【取組内容】 あんぽ柿加工施設の整備 現在妙寺地区の柿の下級品は他地区の加工施設で加工しているが、既存施設の加工量が飽和していることから、妙寺地区内に新たに加工施設を整備することで、地区内のあんぽ柿加工量を410tから775tに増加し、販売額を増加させる。	
計					

(5) 計画の内容

イ 販売額又は所得額の10%以上の増加

地区名	対象作物	取組内容	成果目標	現状				目標				実績				地域(県又は国を含む)の価格(販売単価)		補正係数	価格補正後の実績	事後評価の検証方法(※定量的な検証ができること。)	達成率(%)	地域協議会等の評価	備考
				年度	面積 単位	生産量又は 出荷量 単位	価格(販売単価) 単位	生産コスト 単位	年度	面積 単位	生産量又は 出荷量 単位	価格(販売単価) 単位	生産コスト 単位	年度	面積 単位	生産量又は 出荷量 単位	価格(販売単価) 単位						
かつらぎ町 妙寺地区	渋柿	農産物処理加工施設の整備	販売額の10%以上の増加	27	100 ha	123,156 kg	1,150 円/kg	30	100 ha	232,500 kg	1,150円/kg	31	100 ha	228,600 kg	1,181 円/kg	1,839 円/kg	1,924 円/kg	0.956	258,120,000	妙寺地域の事業実施前(平成27年度)、実施後(平成30年度)のあんぽ柿販売額により検証する。 事業実施年度 28年度 目標年度 30年度 評価年度 31年度	92.6%	補正前販売額においては目標販売額を達成しており、生産量についてもおおむね目標値となっているため、成果目標はおおむね達成されると見込める。	

(注1) 果樹の改種を行う場合は、「作物名」欄に対象品目、品種を記載すること(都道府県事業実施方針に定める対象品目、品種に限る)。
(注2) (5) 計画の内容については、実施要領第4の5の(1)に基づき設定した成果目標に応じて、ア〜カから選択して作成し、不要なものは削ること。
(注3) (5) のイについては、設定した成果目標が所得額の場合については、「面積」「生産量又は出荷量」「価格(販売単価)」に加えて「生産コスト」を記載すること。
(注4) (5) のイ及びカの「地域(県又は国を含む)の価格(単価)」欄については、事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格(販売単価)を記載すること。なお、分みつ糖の計画の場合は、販売価格に国内産糖交付金を加えること。
(注5) (5) のイ及びカの「補正係数」欄については、事後評価時に使用し、「地域(県又は国を含む)の事業実施前年度の価格(販売単価)÷地域(県又は国を含む)の目標年度の価格(販売単価)」により算出した値を記載し、「価格補正後の実績」欄には、「実績欄の価格(販売単価)×補正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格(販売単価)×補正係数×実績欄の数量」で算出した値をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。また、「達成率」欄については、「価格補正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「補正係数」は小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁とすること。
ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わないものとする。
(注6) (5) のオの「成果目標」欄については、実施要領第4の5の(1)の⑤に基づき設定した成果目標の内容を記載すること。
(注7) 「地域協議会等の評価」欄については、実施時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。
(注8) 成果目標(現状、目標、実績)の算出根拠となる資料(データ等)を添付すること。
(注9) 中山間地域所得向上支援事業と連携する産地パワーアップ計画である場合は、中山間所得向上計画(写し)を添付し、備考欄にその旨を記載すること。優先枠(LCT)を利用する当該計画の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

2 事業実績

(1) 総括表

	事業費 (円)	年度別内訳				28(西暦2016)年度				29(西暦2017)年度				30(西暦2018)年度				
		国費	都道府県費	市町村費	その他	事業費 (円)				事業費 (円)				事業費 (円)				
						国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	
基金事業																		
整備事業	391,615,560	165,039,000	0	226,576,560	0	391,615,560	165,039,000	0	226,576,560	0								
生産支援事業																		
計	391,615,560	165,039,000	0	226,576,560	0	391,615,560	165,039,000	0	226,576,560	0								
整備事業																		
合計	391,615,560	165,039,000	0	226,576,560	0	391,615,560	165,039,000	0	226,576,560	0								

(注) 整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

(2) 内訳

別添のとおり。

(別添1)

ア 基金事業

内訳

α 整備事業

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農家 者数	事業 実施 年度	取組目標 年度	取組目標			事業内容 (工程、施設区分、構造、規格、能力 等)	事業費 (円)				完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	
								現状値 (27年度)	目標値 (30年度)	実績 (31年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他								
	かつらぎ 町妙寺地 区	かつらぎ町	洗柿	100	217	28	30	販路開拓の10%以上の増加	141,629,400円	267,375,000円	270,000,000円	農産物処理加工施設 あんぼ柿加工施設一式 年間処理量 762,000kg	391,615,560	165,039,000	226,576,560	0	29.10.13	妙寺地域の柿 生産農家の事 業実施前(平 成27年 度)、実施後 (平成30年 度)のあんぼ 柿販売額によ り検証する。 事業実施年度 28年度 目標年度 30 年度 評価年度 31 年度	1.17	92.64%	目標販売額を達成しており、生産量についても目標値となつておるため、成果目標は達成されたものと考えるが、今後、さらに販売額の向上に取り組む。	補正前販売額においては目標販売額を達成しており、生産量についても目標値となっているため、成果目標はおおむね達成される見込め。	
附帯事務費(都道府県、市町村)																							
計																							
合計																							

- (注1) 「No.」欄には、1の(4)の番号を記載すること。
- (注2) 整備事業の附帯事務費の事業内容は、生産局長が別に定める附帯事務費の使用基準により記入すること。
- (注3) 果樹の改種を行う場合は、「対象作物名」欄に対象品目、品種を記載すること(産地パワーアップ計画に定める対象品目、品種に限る)。
また、「面積」欄は実施面積を記載すること。
- (注4) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。
- (注5) 生産支援事業の「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること(機械導入以外の場合は「-」を記載)。
- (注6) 整備事業で交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入すること。
- (注7) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

産地パワーアップ事業

産地パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書

策定：平成29年10月17日

地域協議会名 橋本市農業再生協議会

整理番号

1 産地パワーアップ計画

(1) 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

和歌山県橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町（ブランド米「かわかみ美人」の栽培方法に準じて栽培を行う水稻圃場：34ha）
※中山間地に該当

(2) 産地の収益性の向上のための取組内容

【作物】水稲
【成果目標】販売額の10%以上の増加
【取組内容】乾燥機と粃すり機の能力向上、色彩選別機の導入により、ライスセンター利用農家の増加と選別精度の向上を図ることで、高値で販売できるブランド米の割合を高める。

(3) 地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

ライスセンターの処理能力及び選別精度の向上により、利用農家が増加するとともにブランド米の販売割合が高まり、産地の米販売額の増加が期待できる。
本計画の効果的な実現に向け、地域の関係者（JA紀北かわかみ、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、伊都振興局）が一体となって、導入施設の処理能力やブランド米販売のメリットを水稻栽培農家に周知させ、利用拡大を促進する。

(4) 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

No.	中心的な経営体又は団体の名称	住所	代表者名	取組内容	備考
	紀北川上農業協同組合	橋本市高野口町名古管922-2	宮崎卓郎	産地の米販売額の増加を図るため、処理能力、選別精度が向上したライスセンターを整備	
計					

(5) 計画の内容

イ 販売額又は所得額の10%以上の増加

地区名	作物名	取組内容	成果目標										地域(県又は国)の価格(単価)		補正係数	価格補正後の実績	事後評価の検証方法(※定量的な検証ができること。)	達成率(%)	地域協議会等の評価	備考	
			現状(H28年度)				目標(R1年度)				実績(R1年度)		事業実施前年度	目標年度							
			面積(ha)	生産量又は出荷量	価格(販売単価)	生産コスト	面積(ha)	生産量又は出荷量	価格(販売単価)	生産コスト	面積(ha)	生産量又は出荷量	価格(販売単価)	生産コスト							
伊都	水稲	乾燥機と粃すり機の能力向上、色彩選別機の導入により、農家へライスセンターの利用を促す。利用者増加と選別精度の向上によりブランド米の出荷量を増やすことで、販売額の増加を図る。	50,395,744円	34	ブランド米：47.25t 非ブランド米：123.35t	ブランド米：381円/kg 非ブランド米：263円/kg	56,828,000円	34	ブランド米：87.36t 非ブランド米：83.14t	ブランド米：381円/kg 非ブランド米：283円/kg	52,282,345円	34	ブランド米：75.2t 非ブランド米：100.9t	ブランド米：404円/kg 非ブランド米：217円/kg	ブランド米：381円/kg 非ブランド米：263円/kg	ブランド米：404円/kg 非ブランド米：217円/kg	ブランド米：0.9431 非ブランド米：1.2120	55,198,391円	出荷伝票や決算書類等の販売額が確認できる書類に基づいて検証。	74.7	販路開拓等有利販売に努めた結果、ブランド米単価は上昇したものの、高温障害によりブランド米比率が下がり、結果として販売額の増加につなげられなかった。今後は、引き続き販路拡大の支援を行うとともに、高温障害に強い品種選定に向け指導、支援していく。

2 事業計画（実績）

(1) 総括表

	総事業費 (円)	年度別内訳															
		28年度				29年度				30年度							
		国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他				
基金事業																	
整備事業																	
計	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496		
合計	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496							

(注) 整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

(2) 内訳

以下のとおり。

ア 基金事業

(ア) 総括表

	総事業費 (円)	年度別内訳															
		28年度				29年度				30年度							
		国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他				
整備事業																	
生産支援事業	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496							
計	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496							

(注) 整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

(イ) 内訳

b 生産支援事業

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標	事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能力、台数)、資材費等)			総事業費 (円)				完了年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	
									現状値 (H28年度)	目標値 (H31年度)	実績 (R1年度)	国費	都道府県費	市町村費	その他								
	伊都	紀北川上農業協同組合	水稻	34	180	29	31	販売額の10%以上の増加	円	円	円	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496	H30.3.7	販売実績により検証	-	29.3%	生育期の高温により、心白・乳白・胴割れ等が多発し、ブランド米単価は上昇したものの、高温障害によりブランド米の出荷量が大幅に減少した。そのため、販売数量は昨年と変わらないのにも関わらず、販売金額が少ない状況となった。今後、品種の選定や水管理の徹底をし、高品質生産を目指す。	販路開拓等有利販売に努めた結果、ブランド米単価は上昇したものの、高温障害によりブランド米比率が下がり、結果として販売額の増加につなげられなかった。今後は、引き続き販路拡大の支援を行うとともに、高温障害に強い品種選定に向け指導、支援していく。	
計									円	円	円	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496							
合計									円	円	円	26,666,496	12,345,000	0	0	14,321,496							

- (注1) 果樹の改種を行う場合は、「作物名」欄に対象品目、品種を記載すること(都道府県事業実施方針に定める対象品目、品種に限る)。
- (注2) (5) 計画の内容については、実施要領第4の5の(1)に基づき設定した成果目標に応じて、ア～カから選択して作成し、不要なものは削ること。
- (注3) (5) のイについて、設定した成果目標が所得額の場合については、「面積」「生産量又は出荷量」「価格(販売単価)」に加えて「生産コスト」を記載すること。
- (注4) (5) のイ及び力の「地域(県又は国を含む)の価格(単価)」欄については、事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格(販売単価)を記載すること。なお、分みつ獲の計画の場合は、販売価格に国内産物交付金を加えること。
- (注5) (5) のイ及び力の「修正係数」欄については、事後評価時に使用し、「地域(県又は国を含む)の事業実施前年度の価格(販売単価)÷地域(県又は国を含む)の目標年度の価格(販売単価)」により算出した値を記載し、「価格修正後の実績」欄には、「実績欄の価格(販売単価)×修正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格(販売単価)×修正係数×実績欄の数量÷生産コスト」で算出した値をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。また、「達成率」欄については、「価格修正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「修正係数」は小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁とすること。ただし、予め価格を算定した契約取引など、市場の需給といった外的要因による価格変動が生じないときは、価格修正は行わないものとする。
- (注6) (5) のオの「成果目標」欄については、実施要領第4の5の(1)の⑤に基づき設定した成果目標の内容を記載すること。
- (注7) 「地域協議会等の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。
- (注8) 成果目標(現状、目標、実績)の算出根拠となる資料(データ等)を添付すること。
- (注9) 中山間地域所得向上支援事業と連携する産地パワーアップ計画である場合は、中山間所得向上計画(写し)を添付し、備考欄にその旨を記載すること。優先特(IGT)を利用する当該計画の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

(6) その他

2 事業計画(実績)

(1) 総括表

基金事業	整備事業	年度別内訳															
		28年度				29年度				〇〇(西暦〇〇)年度							
		総事業費				総事業費				総事業費							
(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他			
計																	
整備事業	336,420,000	155,750,000			180,670,000					336,420,000	155,750,000			180,670,000			
合計	336,420,000	155,750,000			180,670,000					336,420,000	155,750,000			180,670,000			

(注) 整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

(2) 内訳

別添のとおり。

(別添2)

イ 整備事業

内訳

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積(ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標	事業内容 (工程、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費				完了年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	都道府県 の評価	備考		
										(円)	国費	都道府県費	市町村費									その他	
1	上富田町 田辺市 白浜町 すさみ町 本町	紀南農業協同組合	南高橋 八期 清見	357.1ha 27.6ha 26.7ha	南高橋 545名 八期 255名 清見 188名	平成29年度	平成31年度	販売額の10%以上の増加	農産物処理加工施設 鉄骨造平家建 805.5㎡ 処理量 298t/年	336,420,000	155,750,000		180,670,000	平成30年 2月14日	事業実施前 (過去5ヶ年 平均)と事業 実施後(平成 31年度)の販売 額により換 算する。	1.73	86.8%	平成30年4月 からドライフ ルーツの売場 商品の需要を 開始したが、 ルーツ以外 計画時の商品 設計(南高橋 25g、八期・ 清見25gで250 円)では、市 場の反応が悪 く、販売先と の距離が計画 どおりとはい えなかった。 そのため、商 品設計等を見 直し、8月から 南高橋は 23gで228円、 八期・清見は 23gで198円での 販売を行った 結果、一定の 効果はあった ものの目標を 達成すること はできなかった。 引き続き、取 組主体に対して 情報提供や助 言等の支援を 継続する。	達成状況は 84%となっ ているが、こ れは、ドライ フルーツ単 体での達成状 況は25%程 度となっている 。ドライフル ーツ市場の成熟 が進んでいる ことから、こ れまでの商品 設計にとらわ れず、市場 ニーズに見 合った価格設 定と商品作り が必要であ り、今後も引 き続き、取組 主体に対して 情報提供や助 言等の支援を 継続する。		販路開 拓費 24,920,000円 うち国費 12,460,000円		
附帯事業費(都道府県、市町村)																							
計										336,420,000	155,750,000		180,670,000										
合計										336,420,000	155,750,000		180,670,000										

- (注1) 「No.」欄には、1の(4)の番号を記載すること。
- (注2) 附帯事業費の事業内容欄は、生産局長が別に定める附帯事業費の使途基準により記入すること。
- (注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。
- (注4) 交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入するほか、備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、 同税額がない場合は「該当なし」と、 同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

令和2年度実施予定の事業計画について

国庫事業の実施予定事業費一覧

単位：千円

区分	事業費 (千円)	国費	県費
強い農業・担い手づくり総合支援交付金	2,196,115	694,757	0
合計	2,196,115	694,757	0

※R1からの繰越予算を含む

令和2年度ハード事業の繰越実施（R1年度分）の状況について

【強い農業・担い手づくり総合支援交付金】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)	事業費		備考
						国費	県費	
食品流通の合理化	卸売市場施設 整備の推進	和歌山市	和歌山市	○和歌山市中央卸売市場整備 卸売場施設(6,004㎡)、仲卸売場施設(7,728㎡)、買 荷保管・積込所施設(4,392㎡)、倉庫施設(1,210㎡)、 駐車施設(32,913㎡)、構内舗装(26,660㎡)、衛生施設 (一式)、市場管理センター(5,004㎡)、加工処理高度 化施設(935㎡)、総合食品センター機能付加施設(2,527 ㎡)、附帯施設(受電棟兼守衛室・受水槽等200㎡)	1,426,566	344,962	0	担当：食品流通課
合	計				1,426,566	344,962	0	

令和2年度ハード事業の実施計画について

【強い農業・担い手づくり総合支援交付金】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)	事業費		備考
						国費	県費	
産地競争力の強化	育苗施設	和歌山市	JAわかやま	管理作業棟 1棟 283.7㎡ 育苗温室 1棟 1,980.2㎡ 育苗ベンチ 320台 かん水・防除施設 一式 播種設備 一式 キャベツ、ブロッコリー、ハクサイ 12,000トレイ/年	274,549	124,795	0	担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	農産物処理加 工施設	みなべ町 印南町	JA紀州	建屋増築(900㎡)、漬込み槽 容器供給装置 梅肉パルパー/ニーダー機 X線検査機 オートチェッカー ラベラー機 その他設備 604t/年	495,000	225,000	0	担当：果樹園芸課
合	計				769,549	349,795	0	

和歌山県農業農村振興委員会
農業及び農山村の振興に係る第三者部会について
(設置根拠及び目的)

○附属機関の設置等に関する条例

昭和 28 年 4 月 7 日 条例第 2 号

最終改正 平成 28 年 6 月 28 日 条例第 58 号

附属機関の設置等に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、法令又は他の条例に定があるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(昭 51 条例 38・一部改正)

(附属機関の設置)

第 2 条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。※他の附属機関は表から省略

附属機関の名称	担任する事務
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務

2 (略)

(執行機関への委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

(昭 50 条例 34・昭 51 条例 38・平 11 条例 33・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 9 月 1 日から適用する。但し、和歌山県自治紛争調停委員に関するものについては、昭和 28 年 4 月 1 日から適用する。

2～4 (略)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 28 日条例第 58 号)

○知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成 25 年 4 月 2 日 規則第 47 号
改正 平成 28 年 6 月 28 日 規則第 62 号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

(目的)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例(昭和 28 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、別表第 1 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 附属機関は、条例第 2 条第 1 項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

(組織)

第 3 条 附属機関は、別表第 1 定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

- 2 委員は、別表第 1 委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、別表第 1 任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)を置く。

- 2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他相当と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 別表第2 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。

2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。

6 部会長は、部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1 所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1(第1条、第3条、第9条関係)

(平25規則55・平26規則34・平27規則17・平28規則29・平28規則62・一部改正)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
和歌山県農業農村振興委員会	12人以内	学識経験を有する者	3年以内	農林水産部

別表第2(第7条関係)

(平26規則34・平27規則17・平27規則57・一部改正)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県農業農村振興委員会	日本型直接支払制度推進部会	県の特認基準の妥当性、市町村の対象農地の指定、当該年度の事業の執行状況及び各地区の取組についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	中山間ふるさと・水と土保全推進部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業実施に係る企画提案の評価・審査その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	農業及び農山村振興に係る第3者部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業地区別の各年度における成果についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 (略)

附 則(平成28年6月28日規則第62号)

強い農業づくり交付金実施要綱（抄）

第1 趣旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等、地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 産地競争力の強化
- 2 食品流通の合理化

（略）

第9 指導推進等

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 対策の適正な執行の確保
 - (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
 - (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

第1～第7 〔省略〕

第8 事後評価等

1 事後評価

交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。

- (1) 計画主体は、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を農林水産大臣に報告するものとする。
- (3) 農林水産大臣は、(2)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

2 事後評価後の措置

- (1) 1の事後評価の結果、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を農林水産大臣に提出するものとする。
- (3)～(4) 〔省略〕

第9 交付金の適正な執行の確保

- 1 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

以下省略

産地パワーアップ事業実施要領

第1～第17〔省略〕

第18 推進指導体制等

1 指導及び監督等

- (1) 生産局長等は、実施要綱別表のⅠの基金事業について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の3及び4に基づき各基準に適合するよう基金管理団体に対して指導及び監督を行うとともに、これらの基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金管理団体及び地方農政局等は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、地域協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

以下省略